

安間川公園、ゆたか緑地、ゆたか第二緑地 指定管理者選定基準

評価項目		配点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5. 5 点以上）		
(1) 施設の運営方針（施設の性格や目的の理解）		5
(2) 施設の有効活用（施設への効用が発揮されるものであること）		5
小計		10
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 27. 0 点以上）		
(1) 事業の具体的取り組み方（機能性）		8
(2) 施設の管理体制・運営職員の配置（責任性・実行性）		8
(3) 適正な管理・経理（明瞭性・規律性）		8
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		8
(5) 市民サービスの向上・自主事業（独創性）		8
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		5
(7) 平等利用（平等性）		4
小計		49
3 指定管理者に関する項目（合格点 9. 4 点以上）		
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）		2
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		5
(3) 団体の地域貢献（市民協働・地域の活性化）		8
小計		15
4 活動拠点に関する項目		
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		3
(2) 各種認定等の有無		1
小計		4
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5. 5 点以上）		
(1) 収入計画の妥当性		6
(2) 支出計画の妥当性		6
小計		12
6 指定管理料に関する項目（2）		
$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}} \times \text{配点}$		10
小計		10
現指定管理期間の実績に基づく加減点		
合 計		100

〈選定条件〉

- 1 評価項目 1、2、3 及び 5 の各小計において、配点の 55% 以上（合格点）であること。
- 2 前 1 の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。
- 3 4 の「(2) 各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワ

ーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

- 4 6の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。
- 5 現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。